

本制度に加入できる方

日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社※)も加入することが可能です。

(※)加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。

加入手続方法

見積依頼書

見積依頼書に必要事項をご記入、直近の決算期の損益計算書のコピー、フードリコール補償については「リコール保険 質問書兼告知事項申告書」、「食品事業高のわかる商品分類別供給高」等のコピーを添えて締切日(1月29日)までに(株)アイアンドアイサービスまでご提出ください。

加入依頼書

加入依頼書に必要事項をご記入かつご捺印の上、(株)アイアンドアイサービスまで締切日(2月19日)までにご提出ください。

保険料の支払方法

ご提出いただいた加入依頼書の内容を確認した後、(株)アイアンドアイサービスより保険料請求書をお送りしますので、指定口座に**3月19日(金)**までにお振込みください。

加入者証の送付時期

5月中旬を予定しております。

中途加入の取扱い

中途加入も随時受け付けます。お申込み(保険料のお振込み)をいただいた翌日の0時から補償開始となります。

見積依頼書締切日

2021年1月29日(金)

加入依頼書締切日

2021年2月19日(金)

保険料振込締切日

2021年3月19日(金)

補償期間(保険期間)

2021年4月1日16時から
2022年4月1日16時まで

中途加入については、中途加入日の0時から2022年4月1日16時までが補償期間(保険期間)となります。

- このご案内は、生産物賠償責任保険、リコール保険、サイバーリスク保険、個人情報漏えい保険、それらに付帯する特約の概要をご紹介します。すべての事項を記載しているものではありません。
- 保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、保険の詳しい内容は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお、詳細は契約者である日本生活協同組合連合会の代表者の方にお渡ししてあります保険約款をご覧ください。
- 生産物賠償責任保険、リコール保険、サイバーリスク保険、個人情報漏えい保険は日本生活協同組合連合会を保険契約者とし日本生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合会等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本生活協同組合連合会が有します。

お問い合わせ先

取扱幹事代理店

株式会社アイアンドアイサービス TEL: **03-6836-1330** FAX: **03-6836-1333**
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)
(担当)広域法人部 団体・協同組織室
TEL: **03-3515-4151** FAX: **03-3515-4152**
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

共栄火災海上保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

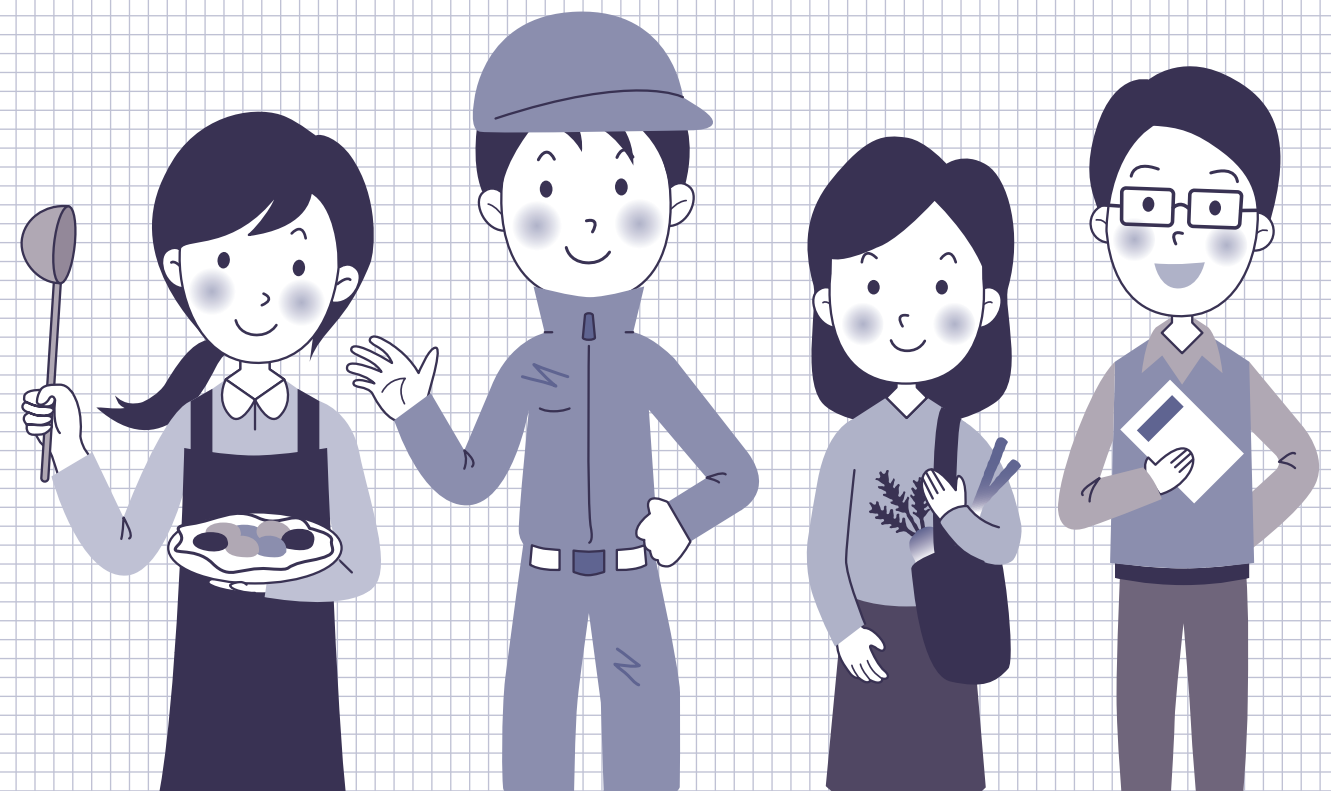
日本生協連の 生協総合賠償責任保険制度

【生産物賠償責任(PL)保険】【リコール保険(生産物回収費用保険)】

【サイバーリスク保険】【個人情報漏えい保険(法人情報漏えい担保特約条項付帯)】

保険期間 | **2021年4月1日16時～2022年4月1日16時**

申込締切日 | **2021年2月19日**



3つの
ポイント!

- 1** 生産物賠償責任(PL)、フードリコール、個人情報漏えいの**3つのリスクに対応できます!**
- 2** 日本生協連の団体制度であるため、**生協に合った補償内容となっています!**
- 3** テレワークなどの**今日的なリスクに備えることができます!**

生協総合賠償責任保険制度

本制度の補償

加入する補償を任意で選択できますが、③④はいずれか一方のみ加入できます。

①生産物賠償責任(PL)補償

②フードリコール補償

③情報漏えい補償・サイバースコース

↑
いずれか一方のみご加入いただけます

④情報漏えい補償・現行コース

①生産物賠償責任(PL)補償

適用約款

賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款

●日本国内において、**加入者(記名被保険者)が生産、供給した商品について、その商品が原因で(その供給商品の保管・管理が原因で)、他人の身体を害したり(対人事故)、財物を損壊したこと(対物事故)により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者(補償を受けることができる方)が被る損害を補償する制度です。**他人の身体の障害(対人事故)または財物の損壊(対物事故)が保険期間中に生じた場合に保険金をお支払いします。但し、自動車等斡旋した商品や生協の施設内でテナントが販売したワンレジ以外の商品は対象から除きます。

補償内容

- ①支払限度額:対人1名 1億円/1事故かつ保険期間中…**80億円**(*)
対物1事故**2,000万円**/保険期間中 ……**1億円**(*)
(*)保険期間中の支払限度額はPL補償契約全体での共有限度額となります。
初期対応費用 1事故 …… **200万円**
(ただし、対人見舞金・見舞品については被害者1名あたり10万円限度)
訴訟対応費用 1事故 …… **200万円**
- ②免責金額:なし ③特約:食中毒利益担保特約(任意付帯)

保険料(年間)

補償事業高(直近の決算に基づく)1千万円当り**38円**
●2020年度決算が確定していない場合は、2019年度決算に基づいた補償事業高に基づき保険料を算出します。
●保険期間中の補償事業高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告頂いた補償事業高が把握可能な最近の決算の補償事業高に不足していた場合は、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますので、ご注意ください。

被保険者

- 記名被保険者
●記名被保険者の役員または使用人



●商品が原因で食中毒事故が発生し、訴訟を起こされた

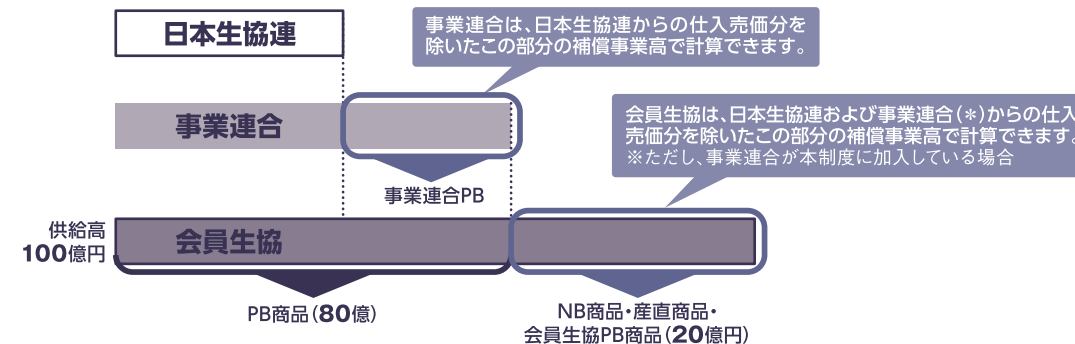
補償事業高とは

保険料のお見積りにあたって

- 保険料算出の基礎となる値は供給高ではなく「補償事業高(*)」となります。
- 補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも日本生協連からの仕入売価分を除きます。また、会員事業連合が本制度にご加入された場合は、会員事業連合からの仕入売価分についても除くことができます。
- よって、日本生協連・会員事業連合がご加入された場合は、会員生協の保険料負担が軽減されるというメリットがあります。

(*)フードリコール補償については食品補償事業高になります。

例 供給高100億円の会員生協で、日本生協連および事業連合からの仕入売価が80%の場合



●計算例

- 1 供給高**100億円**(直近決算)
(うち日本生協連・事業連合からの仕入売価80億円の場合)
- 2 補償事業高**20億円**
(100億円-80億円=20億円)

(*)生協子会社が加入する場合は、会員生協・会員事業連合会への供給高が補償事業高となります。

お支払いする保険金の種類

- ①法律上の損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ②賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用(支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ③求償権の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用(支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ④引受保険会社の要求に伴う協力費用
- ⑤事故発生時の応急手当等の緊急措置費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑥初期対応費用…この保険の対象となりうる事故が発生した際に下記の初期対応を行うために被保険者が支出した社会通念上妥当な費用
・事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用
・事故現場の取り片付け費用
・被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊等の費用

- ・通信費
 - ・事故が他人の身体の障害であるときは、その事故について、被害者に支払う見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用(ただし、1事故において身体の障害を被った者1名につき10万円を限度とします。)
 - ・引受保険会社の同意を得て支出した新聞等へのお詫び広告掲載費用
 - ・その他上記に準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。
- ⑦訴訟対応費用
・万が一訴訟になった場合、応訴のために被保険者が支出した社会通念上妥当な社内的費用(事故の再現実験費用、意見書・鑑定書作成費用、被保険者の使用人の深夜残業等に対する超過勤務手当等)

【例】
●対人事故:販売した食品の生協における保管状況が悪かったため、購入し食した組合員家族が具合を悪くして通院された
●初期対応費用:販売した商品が原因と思われるお怪我をされた組合員を訪問した際に、遠方だったため、交通費と宿泊費がかかってしまった

保険金のお支払い方法

- 上記①の損害賠償金については、その額をお支払いします。支払限度額がお支払いする保険金の上限となります。
- 上記②～⑤の費用は、実額をお支払いします。ただし、②については、

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ③戦争・変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ④地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥生産、供給した商品自体の損壊またはその使用不能についての賠償責任

- ⑦リコール費用
- ⑧日本国外で発生したPL事故
- ⑨効能または性能に関する不当または虚偽の表示に起因する損害
- ⑩汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)
- または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑪石棉、石棉の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
- ⑫核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性による損害等

①生産物賠償責任(PL)補償

食中毒利益担保特約(オプション)

補償内容

●下記(1)～(3)のいずれかの事由によって営業(供給事業)が阻害または休止されることによって支払期間中に被った損失(「喪失利益」および「収益減少防止費用」)に対して保険金をお支払いいたします。

- (1)営業施設(店舗・配送センター・事務所等)における食中毒または特定感染症(*)の発生。(所轄保健所長に届出のあったものに限りです)
- (2)営業施設にて製造・販売・提供した食品等に起因する食中毒の発生。(所轄保健所長に届出のあったものに限りです)
- (3)営業施設が食中毒、特定感染症(*)の原因となる病原菌・ウイルスに汚染された疑いがあることによって行われた保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置。



●食中毒事故により、供給高が減少した

(*)特定感染症とは、平成11年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されているもののうち、本保険で対象となる感染症の総称です。同法で規定されている一類感染症、二類感染症、三類感染症または同法の規定に基づき政令で定める指定感染症(同法の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。)がこれに該当します。

補償金額(保険金額)の決め方

保険金額は、「約定支払期間(*)中における営業利益(事業剰余金)(*)と付保経常費(事業経費)の予想合計金額」(保険料算出基礎数字)の2倍です。

補償金額
(保険金額)

=

「営業利益(年間分)(※2) + 付保経常費(年間分)」

×

約定支払期間係数

×

2

保険料算出基礎数字

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	3ヵ月
約定支払期間係数	10/365	15/365	20/365	1/12	3/12

(*)1)約定支払期間:事故発生について保健所への届け出があった日または保健所等による消毒などの措置が行われた日から被保険者の営業収益が事故の影響のない状態に回復するまでの期間を設定します。約定支払期間は、事故が発生した場合に営業停止期間がどの位になるかを考慮して、「10日」、「15日」、「20日」、「1ヶ月」または「3ヶ月」のいずれかから選択していただきます。

(*)2)営業利益(事業剰余金)がマイナスの場合は0(ゼロ)とします。

約定支払期間別保険料表

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	3ヵ月
保険料算出基礎数字/千円あたり保険料	0.37円	0.28円	0.28円	0.18円	0.09円

(計算例)保険料算出基礎数字1億円、約上支払期間1ヶ月の場合 100,000千円×0.18円/1,000円=18,000円

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた損失(被保険者ごとに個別に適用します。)
- ②被保険者の故意または重大な過失による法令違反(被保険者ごとに個別に適用します。)
- ③戦争、暴動、騒じょう、労働争議中の破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱により生じた損失
- ④地震、噴火、津波、高潮または洪水により生じた損失
- ⑤脅迫または恐喝等の目的を持って行われる被保険者の営業に対する妨害行為により生じた損失

等

生産物賠償責任補償制度と合わせてご加入ください。

お支払いする保険金

(1)保険金を支払う損失

保険金を支払う損失は、喪失利益と収益減少防止費用です。

①喪失利益

事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益(*)および付保経常費(*)2をいいます。

②収益減少防止費用

支払期間における営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に支出された必要・有益な費用のうち、事故が発生しなかった場合であっても通常要する金額を超える部分をいいます。

+

(*)1)営業利益とは、営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。→ 営業利益=営業収益-営業費用

営業収益:加入依頼書に記載された補償事業高によって定める営業上の収益

営業費用:供給原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用

(*)2)事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用(人件費、不動産賃貸料、減価償却費、租税公課等、営業休止中であっても必要とされる経費)を「経常費」といい、そのうち保険証券に記載された費用を付保経常費といいます。

(2)お支払いする保険金

①喪失利益についての保険金支払額

収益減少額 × 利益率 - 支払期間中に支出を免れた付保経常費

収益減少額:事故発生直前12ヶ月のうち、支払期間に相当する期間の営業収益から、支払期間中の実際の営業収益を差し引いた額をいいます。
利益率:直近の事業年度(1年間)の数値を用いて、次の算式により算出された割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、直近の事業年度における営業利益がマイナスであった場合(このマイナスの金額を「営業損失」といいます。)、次の(*)の算式により算出された割合とします。

$$(*)\text{利益率} = \frac{\text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

支払期間の開始日:保険金の支払期間は、「保健所その他の行政機関による消毒等の措置」が休業の直接の原因となった場合はイの日から、それ以外の場合はアの日から始まります。

ア.食品衛生法もしくは感染症予防法の規定に基づき所轄保健所長に届出が行われた日

イ.保健所その他の行政機関による消毒等の措置を行う連絡があった日

支払期間の終了日:次のいずれか早い日に終了します。

①営業収益が事故の影響のない状態まで回復した日

②加入者証に記載された約定支払期間を経過した日

②収益減少防止費用についての保険金支払額

次の算式により算出された額となります。

ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額を限度とします。なお、営業利益及び経常費は、直近の事業年度の数値を用います。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{(\text{営業利益} + \text{付保経常費})}{(\text{営業利益} + \text{経常費})}$$

ご注意

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、保険金の算出にあたり、営業収益または利益率につき公正な調整を行うものとします。

③お支払いする保険金の限度

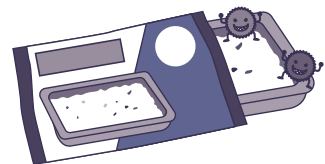
保険金を支払う喪失利益と収益減少防止費用の額がこの保険の保険金額を超える場合は、この保険の保険金額をもって限度とします。

②フードリコール補償

適用約款

生産物回収費用保険普通保険約款

- フードリコール補償(リコール保険)は、生産物(食品等)のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって被保険者(補償を受けることができる方)が負担する諸費用を補償します。
- 宅配事業を通じて供給された商品については、行政庁への届け出等を前提に、各生協様より組合員様宛てに廃棄依頼を実施することで、当該商品を回収しなくても保険金をお支払いいたします(店舗事業によって供給された商品については、従来通り対象商品の回収が必要です)。



●商品に異物が混入していることが発覚したために回収することになった

加入コース

	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
支払限度額 (1回のリコール・保険期間中)	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
信頼回復広告費用	支払限度額の内枠払			
コンサルティング費用				
在庫品廃棄関連費用	200万円(支払限度額の内枠払)			
縮小支払割合	90%(在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。)			
免責金額	なし			
約定支払限度期間(※)	1年間			

(※)P.8の(用語の意味)をご参照ください

対象となる生産物

初年度契約の始期日から1年前の始期応当日以降に被保険者から出荷された日本国内に存在する生産物(食品)を対象とし、容器などの他これに付随して提供される総付景品(いわゆる「おまけ」)を含みます。

保険金をお支払いする主な場合

自生協がリコールの実施主体となる場合

次の①～③のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いします。

- ①次のa.～d.のいずれかに該当するリコールであること。
- a. 対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール
 - b. 法令の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品等のリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)

次の法令により製造・販売等を禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装のリコール

- 食品衛生法、食品表示法(下表に掲げる表示事項について、「食品表示基準」に従った表示がされていないことにより実施するリコール)
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)

【表】

名称、保存の方法、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地、アレルギー、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、遺伝子組換え食品に関する事項、乳児用規格適用食品である旨、上記のほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項

- c. 品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)
 - 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りによるリコール
 - d. 食品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)
 - が生じたことにより実施するリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)
 - 従業員が行った異物混入によるリコールも補償します。
- ②左記①およびリコールの実施が次のa.～c.のいずれかにより客観的に明らかになったこと。
- a.行政庁に対する届出または報告等(文書によるものに限り)
 - b.新聞、テレビ等による社告(インターネットのみによる社告は、b.に該当しません。)
 - c.行政庁による回収命令
- ③リコール実施の通知を、保険期間中にすみやかに引受保険会社にご連絡いただくこと。

重要 回収決定時は速やかに保険会社にご一報を!

第三者からリコール費用を求償された場合

第三者(※)が被保険者の食品を原因とするリコールを実施した場合において、被保険者がそのリコール費用を求償されたときは、被保険者がその費用に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の①、②の損害に対して保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金
- ②争訟費用(損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。)<本年追加>

(※)第三者とは、次のような方をいいます。

- ・被保険者が製造・販売した財物を原材料として使用する完成品メーカー
- ・被保険者からOEM供給を受けた食品・製品販売業者

等

ただし、第三者によるリコールが **自生協がリコールの実施主体となる場合** に記載する①～③のすべての条件を満たしている場合に限り。

保険金のお支払いに必要な通知の内容

回収決定後(※)、次の事項をすみやかに引受保険会社に書面により通知いただきます。ご通知が遅れた場合、保険金を減額してお支払いすることがございますのでご注意ください。

- 1.回収決定日(被保険者が、生産物の回収等の実施およびその時期・方法を決定した日)
- 2.回収等の開始予定日
- 3.リコールの方法
- 4.リコール対象生産物の種類・型式等
- 5.リコール対象生産物の製造・販売等の数量
- 6.その他引受保険会社が必要と認める事項

(※)第三者からリコール費用を求償された場合は、「回収決定を知った後」とします。

お支払いする保険金の種類

次の①～⑮のリコール費用に対して保険金をお支払いします。ただし、次のa.～c.をすべて満たす必要があります。

- a.リコールの実施に必要なかつ有益な費用であること。
- b.リコールの実施を目的とする費用であること。
- c.約定支払限度期間中に負担する費用であること。

- ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書作成費・封筒代を含みます。)
- ③コールセンター設置費用またはコールセンター業務委託費用
- ④リコール対象生産物が否か、またはかしの有無について確認するための費用
- ⑤リコール対象生産物の修理費用
- ⑥代替品の製造原価または仕入原価
- ⑦リコール対象生産物と引換えに返還する代金(利益を控除した後の金額とします。)
- ⑧リコール対象生産物または代替品の輸送費用
- ⑨回収したりコール対象生産物を一時的に保管するために臨時に借用する倉庫・施設の賃借費用

- ⑩リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑪リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等
- ⑫回収したりコール対象生産物の廃棄費用
- ⑬信頼回復広告費用
- ⑭在庫品廃棄関連費用
- ⑮コンサルティング費用(第三者から求償されたものを除きます。)
- ⑯回収生産物の購入者または使用者に関する情報のデータ提供または編集を第三者(※1)に依頼するための費用(※2)<本年追加>
- (※1)被保険者以外の者をいいます。
- (※2)回収生産物の購入者または使用者を特定するための調査に要する費用を除きます。

保険金のお支払い方法

1回のリコールについて、損害の額(他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額)に対して、次の式に従って保険金をお支払いします(※)。ただし、加入したコースの支払限度額が限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{損害の額} \times \text{縮小支払割合}$$

(※):在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が、対人・対物事故の発生またはそのおそれをこの保険契約の開始時より前に知ったときまたは知ったと合理的に推定されるときは、引受保険会社は、次の①、②のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

- ①この保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額
- ②対人・対物事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時の保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額

②フードリコール補償

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のような場合は、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。
- ①リコールの原因となった対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じたことについて、ご契約者または被保険者が初年度契約の開始時より前に知った場合（知ったと合理的に推定される場合を含みます。）
 - ②ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による対人・対物事故の発生またはそのおそれ
 - ③ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
 - ④生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
 - ⑤保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
 - ⑥核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ

保険料（年間）

業種、食品補償事業高、加入コース、過去のリコール実施状況等によって、保険料は、加入者ごとに異なります。
1加入者ごとの最低保険料は30,000円とします。

オプション

●利益担保特約 ＜本年改定＞

事故またはそのおそれ起因して、日本国内における営業休止・阻害により支払期間中（※1）に被保険者に生じた喪失利益（経常費、リコールの実施がなければ計上することができた営業利益）および収益減少防止費用（※2）に対して保険金をお支払いします。
喪失利益および収益減少防止費用の額はそれぞれ次の計算式によりますが、基本部分の損害額を合わせて支払限度額・免責金額・縮小支払割合が適用されます。支払限度額・免責金額・縮小支払割合は、基本部分と共有となります。

〔計算式〕
・喪失利益＝収益減少額×利益率－支払を免れた経常費
・収益減少防止費用＝実際に支出した収益減少防止費用

本特約の割増保険料は主契約の20％です。

- （※1）支払期間とは、回収決定日に始まり、リコール実施の営業に対する影響が消滅した状態に営業利益が復した日または6ヶ月間を経過した日のいずれか早い日までの期間をいいます。詳細は、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- （※2）収益減少防止費用とは、営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。詳細は、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※営業について特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、標準営業収益または利益率が、事故またはそのおそれがなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、喪失利益および収益減少防止費用の算出にあたり、標準営業収益、営業収益または利益率につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。

- ⑧戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
 - ⑨牛海綿状脳症（BSE）もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ
 - ⑩次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・誤りまたは次の者による脅迫行為・加害行為
ア. ご契約者または被保険者
イ. ア. が法人である場合はその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
 - ⑪生産物の効能・性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）・虚偽の表示
 - ⑫被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
 - ⑬初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール
- 等

用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

生産物	被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（不動産を除きます。）またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物（不動産を除きます。）をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
対人・対物事故	他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物（生産物自体および生産物を部品・付属品・原材料とする財物を除きます。）の損壊（滅失、破損もしくは汚損をいいます。）をいいます。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
継続契約	引受保険会社との間で締結されたリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とするリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
初年度契約	引受保険会社との間で締結された継続契約以外のリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約と同様の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
約定支払限度期間	回収決定日以後負担するリコールに要した費用に対して保険金をお支払いできる期間をいい、1年間とします。
信頼回復広告費用	リコールの実施によって失われた信頼の回復を直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用をいいます。ただし、リコールの実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
在庫品廃棄関連費用	在庫品（被保険者の占有を離れる前の財物のうち、回収生産物と同種の財物をいい、原材料、部品、仕掛品または半製品を含みます。ただし、回収生産物と同一の原因による事故を発生させるおそれがあるものに限ります。）に関する次の費用をいいます。 ●在庫品を廃棄するための費用 ●在庫品の製造原価・仕入原価
コンサルティング費用	対人・対物事故またはそのおそれに関する事実確認・調査を行うため、または回収方法・広告宣伝活動の方法を策定するために実施されたコンサルティングの対価としての費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て被保険者が負担するものに限ります。
異物混入	生産物（食品・医薬品に限ります。）に本来含有されるべきではないもの（食品・添加物を除きます。）が混入・付着することをいい、容器・包装の表示と内容物の相違を除きます。
異物混入脅迫	被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面・口頭による脅迫行為をいいます。

③情報漏えい補償 サイバースコース 2019年度新設

日々増大するサイバーリスクに備えるため、新たにサイバーリスクコースを設定しました。これによって、従来は補償の対象外であった費用、たとえば、「不正アクセス等のおそれが発見された段階での外部機関への調査依頼費用」や「データ復元、ウェブサイト復旧費用」等、自生協が負担する費用を補償範囲に含めることが可能となります。

サイバーリスクコース	現行コース	賠償責任	費用損害
		●情報漏えいまたはそのおそれが発生し、損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	●情報漏えいまたはそのおそれが発生し、謝罪広告掲載費用やお詫び状作成費用など事故対応のために被保険者が費用を負担することによる損害を補償します。
		賠償責任	費用損害
		●ネットワークの所有・使用・管理に関する不備等に起因して、損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	●不正アクセス等のおそれが見つかった段階でのフォレンジック費用やデータ復元費用、クレジットカード不正使用モニタリング費用などを補償します。 ●情報漏えい以外の事由に関する費用も補償します。

適用約款

賠償責任保険普通保険約款+情報通信技術特別約款
+サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項+IT業務不担保特約条項

商品構成

サイバーリスクコースは、サイバーセキュリティ事故に起因して発生した各種損害を1つの保険で包括的に補償します。

商品構成		主な補償内容
賠償責任保険普通保険約款 + 情報通信技術特別約款	(1)損害賠償責任に関する補償(*) 自社ネットワークの所有・使用・管理に関する不備等に起因して発生した他人の事業の休止・阻害や情報漏えい等の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.12をご参照ください。	損害賠償金
	(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 [サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項]:全件付帯(*) 情報漏えい、不正アクセス等に起因して一定期間内に生じた不正アクセス等対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.13~15をご参照ください。	不正アクセス等対応費用、 再発防止費用、 訴訟対応費用 等

(*)IT業務不担保特約条項がセットされている前提となります。

被保険者範囲

記名被保険者(ご加入者)	生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合会の皆様(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社(*)も加入することが可能です。) 上記以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。 (*)加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。
被保険者	●記名被保険者 ●記名被保険者の役員または使用人(記名被保険者の業務に関する場合に限り。)

サイバーリスクコースの補償概要

ご注意

本ページは、不正アクセス等により情報漏えいが発生し、それを外部に公表した場合の事例をもとに、サイバーリスクコースの補償概要を記載しています。

不正アクセス等のおそれ	不正アクセス等の確定	情報漏えい確定・外部公表	提 訴	収 束	
検知	初動対応	対応	事態収拾	再発防止	
			争訟対応(弁護士費用等)		①
			損害賠償		
	影響調査・初動対応	原因・被害調査			②
		データ復元・サイト復旧			① ② ③
			コールセンターの設置、 記者会見、見舞金支払い		④
					⑤
				再発防止策の計画・実行	⑥
			訴訟対応		⑦

①損害賠償責任に関する補償

被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

②各種費用に関する補償

- 不正アクセス等対応費用
不正アクセス等の有無の確認費用、不正アクセス等確定後のネットワークの遮断費用を補償します。
- 原因・被害範囲調査費用
事故の原因・被害範囲の調査費用等を補償します。
- 相談費用
弁護士費用、コンサルティング費用、風評被害拡大防止費用を補償します。
- データ等復旧費用
消失したデータの復元費用、改ざんされたウェブサイトの復旧費用を補償します。
- その他事故対応費用
コールセンターの設置、記者会見、見舞金支払い等、事態の収拾に係る費用を補償します。
- 再発防止費用
事故の再発防止に係る費用を補償します。(外部機関による認証取得のための費用等)
- 訴訟対応費用
損害賠償請求訴訟に対応するために必要な費用(意見書・鑑定書の作成費用等)を補償します。

(*)1)保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、①損害賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

(*)2)各費用の支払限度額は、費用全体での支払限度額(コースにより最大1億円)の内枠で適用されます。

(*)3)他の費用保険金の合計額が、Aコースは500万円、B~Fコースは1,000万円を下回る場合は、その合計額が限度となります。

支払限度額(*1) (1請求・保険期間中)

加入コースにより最大**5億円**

支払限度額(*2) (1事故・保険期間中)

加入コースにより最大**1億円**
ただし、調査の結果、不正アクセス等がなかった場合は

200万円
(縮小支払割合**90%**)

200万円

うち、情報漏えい見舞費用
1名1,000円
うち、法人見舞費用
1法人5万円

Aコース**500万円**
B~Fコース**1,000万円**
(縮小支払割合**90%**)(*)3)

Aコース**500万円**
B~Fコース**1,000万円**

加入コースにより最大**1億円**(*)2)

③情報漏えい補償 サイバーリスクコース

加入コース

補償項目		サイバー Aコース	サイバー Bコース	サイバー Cコース	サイバー Dコース	サイバー Eコース	サイバー Fコース
賠償責任部分	1請求・ 保険期間中	3,000万円	5,000万円	1億円	3億円	3億円	5億円
各費用固有の支払限度額(費用全体の支払限度額の内枠)							費用全体の支払限度額
a.不正アクセス等 対応費用	ネットワーク遮断費用	(A)セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合。(不正アクセス等対応費用については、かつ、結果として不正アクセス等が生じていた場合)					
	不正アクセス等 有無確認費用						
b.原因・被害範囲調査費用		1事故・保険期間中 500万円	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 2,000万円	1事故・保険期間中 3,000万円	1事故・保険期間中 5,000万円	1事故・保険期間中 1億円
c.相談費用	弁護士費用						
	コンサルティング費用						
	風評被害拡大防止費用						
a.～c.の費用で(B)セキュリティ事故のうち、(A)以外および風評被害事故の場合		1事故・保険期間中 200万円 (縮小支払割合 90%適用)					
d.データ等復旧費用		200万円					
費用 e.その他 事故対応 費用	人件費	左記費用固有の限度額なし					
	交通費・宿泊費						
	通信費・コールセンター委託費用等						
	社告費用						
	情報漏えい見舞費用	1名 1,000円					
	法人見舞費用	1法人 5万円					
	クレジット情報 モニタリング費用	左記費用固有の限度額なし					
	損害賠償請求費用 公的調査対応費用						
f.再発防止費用 1事故・保険期間中		500万円 (縮小支払割合 90%適用)(*)	1,000万円 (縮小支払割合 90%適用)(*)				
g.訴訟対応費用 1請求・保険期間中		500万円	1,000万円				

(*)他の費用保険金の合計額が、Aコースは500万円、B～Fコースは1,000万円を下回る場合は、その合計額が限度となります。

オプション

●求償権不行使特約条項

情報漏えいの原因が委託先事業者(下請業者、運送業者等)にある場合に、被保険者に保険金をお支払いした後に保険会社に移転する委託先事業者への求償権を不行使とする特約です。ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき損害がその者の故意によって生じた場合を除きます。(本特約条項の付帯にあたっては加入依頼書への求償権不行使先の明記が必要です。また加入者が①個人情報の委託先選定基準を定めていること ②個人情報の委託先との契約において個人情報の秘密保持義務等を規定していることのいずれかの対応を行っていることが必要です。)

本特約の付帯に伴う割増保険料は10%です。

年間保険料

保険料算出にあたっては、1月29日までに代理店まで以下の資料のご提示をお願いいたします。資料をいただきましたら保険料を算出し、ご案内申し上げます。

把握可能な最近の会計年度(1年間)等の総事業高がわかる資料

なお、ご申告いただいた供給高がご加入当時に把握可能な最近の会計年度等の供給高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

サイバーリスクコースの補償内容

(1)損害賠償責任に関する補償[情報通信技術特別約款(IT業務不担保特約条項セット付帯)]

保険金をお支払いする場合	
次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。(※1)(※2) ① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②を除きます。) a.他人の事業の休止または阻害 b.他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。) c.人格権侵害 d.著作権の侵害 e.その他の不測の事由による他人の損失の発生 ② 情報の漏えいまたはそのおそれ (※1)保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。ます。 (※2)日本国外で発生した他人の損失について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。	
お支払いの対象となる損害	
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
支払限度額等	
賠償責任保険に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金(本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。 ※実際の支払限度額の設定金額は、P.11のプランから選択いただきます。	
この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)賠償責任保険に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償(全件付帯)・その他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。	
お支払いする保険金	
【①法律上の損害賠償金、②・③の費用】 合計額に対して、保険金をお支払いします。	

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償[サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項]

①P. 15②訴訟対応費用以外の費用

保険金をお支払いする場合
事故対応期間内に生じた左表記載の費用(その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り。ます。)を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故および風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限り。ます。
お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等
各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。
※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、左表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

③情報漏えい補償 サイバーリスクコース

費用の種類	定義	縮小 支払 割合	支払限度額	
			各費用固有の 支払限度額	費用全体の 支払限度額
a. 不正アクセス等対応費用	次の費用をいいます。ただし、不正アクセス等のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果として不正アクセス等が生じていなかった場合は、その不正アクセス等のおそれが外部通報(※1)によって発見されていたときに支出する費用に限りま ア. ネットワーク遮断費用 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. 不正アクセス等有無確認費用 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果として不正アクセス等が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りま	(A) 100% または (B) 90%	1事故・保険期間中 (A) A: 500万円 B: 1,000万円 C: 2,000万円 D: 3,000万円 E: 5,000万円 F: 1億円	1事故・保険期間中 A: 500万円 B: 1,000万円 C: 2,000万円 D: 3,000万円 E: 5,000万円 F: 1億円
b. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。		または (B) 200万円	
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(※2) ア. 弁護士費用 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。) イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 ウ. 風評被害事故拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(ア. およびイ. の費用を除きます。)		(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置(※3)により客観的に明らかになった場合(不正アクセス等対応費用については、かつ、結果として不正アクセス等が生じていた場合) (B) セキュリティ事故のうち(A)以外または風評被害事故の場合	
d. データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。(※2) なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。		1事故・保険期間中 200万円	
e. その他事故対応費用	次のアからケの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、P.15②訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の 超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 エ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	—	1事故 ・保険期間中 A: 500万円 B: 1,000万円 C: 2,000万円 D: 3,000万円 E: 5,000万円 F: 1億円

費用の種類	定義	縮小 支払 割合	支払限度額	
			各費用固有の 支払限度額	費用全体の 支払限度額
e. その他事故対応費用	オ. 情報漏えい見舞費用(※2) 公表等の措置(※3)により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま	100%	被害者 1名につき 1,000円	1事故 ・保険期間中 A: 500万円 B: 1,000万円 C: 2,000万円 D: 3,000万円 E: 5,000万円 F: 1億円
	カ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま	100%	被害法人 1社につき 5万円	
	キ. クレジット情報モニタリング費用(※2) クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ク. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。) (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(※2)	100%	—	
f. 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、相談費用を除きます。(※2)	90%	1事故:次のいずれか低い額 ア. Aコース 500万円 、 B～Fコース 1,000万円 イ. このf. 以外の費用において支払われる保険金の合計額 保険期間中: Aコース 500万円 、 B～Fコース 1,000万円	

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(※1) 次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関(不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(※2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りま

(※3) 次のいずれかをいいます。
① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等(文書によるものに限りま)
② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③ 被害者または被害法人に対する詫び状の送付 ④ 公的機関からの通報

③情報漏えい補償 サイバースコース

②訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合			
この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。			
お支払いの対象となる費用と支払限度額等			
損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。			
訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 Aコース 500万円 B～Fコース 1,000万円	1請求・保険期間中 A: 500万円 B: 1,000万円 C: 2,000万円 D: 3,000万円 E: 5,000万円 F: 1億円

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【用語の意味】 このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. ネットワーク(他人に使用させる目的のものを除きます。)の所有、使用または管理 イ. アのネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(他人のために製造・販売したものを除きます。)の提供(記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。)
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(端末装置等の周辺機器および通信回線を含みます。)を含みます。
不正アクセス等	記名被保険者が使用または管理するネットワークに対して、正当な使用権限を有さない者によって行われる次の行為をいいます。 ア. 他人のID・パスワード等を使用して他人になりすまし、または権限者が設定したファイアウォールを通過することにより、不正にアクセスする行為 イ. 大量のデータを送り付けるDoS攻撃 ウ. 不正なプログラムの送付またはインストール エ. ネットワーク上で管理されるデータベースにSQL文を注入し、データベースを改ざんまたは不正に情報を入手するSQLインジェクション オ. その他アからエまでに類似の行為
DoS攻撃	ネットワークに不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故および風評被害事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	個人情報または法人情報の漏えいをいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと
人格権侵害	被保険者によって行われた文書または図画等による表示に起因して発生した他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。
セキュリティ事故	P.12(1) 損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①・②の事由またはそれを引き起こすおそれのある不正アクセス等をいいます。ただし、P.13に記載のa.不正アクセス等対応費用についてのみ、不正アクセス等のおそれを含みます。
風評被害事故	セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないのでご注意ください。

保険金お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【共通】

- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【情報技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)

- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・IT業務(「IT業務不担保特約条項」がセットされている前提)
- ・保険金の支払いを行うことにより当会社が次の制裁、禁止、規制または制限を受ける恐れがある場合はその損害等に対しては保険金を支払わないことを規定します。
 - a. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - b. 欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - c. a.またはb.以外の制裁等

【情報技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:ITユーザー行為に起因する事故(※1)固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- (※1)「情報漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

【情報技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】

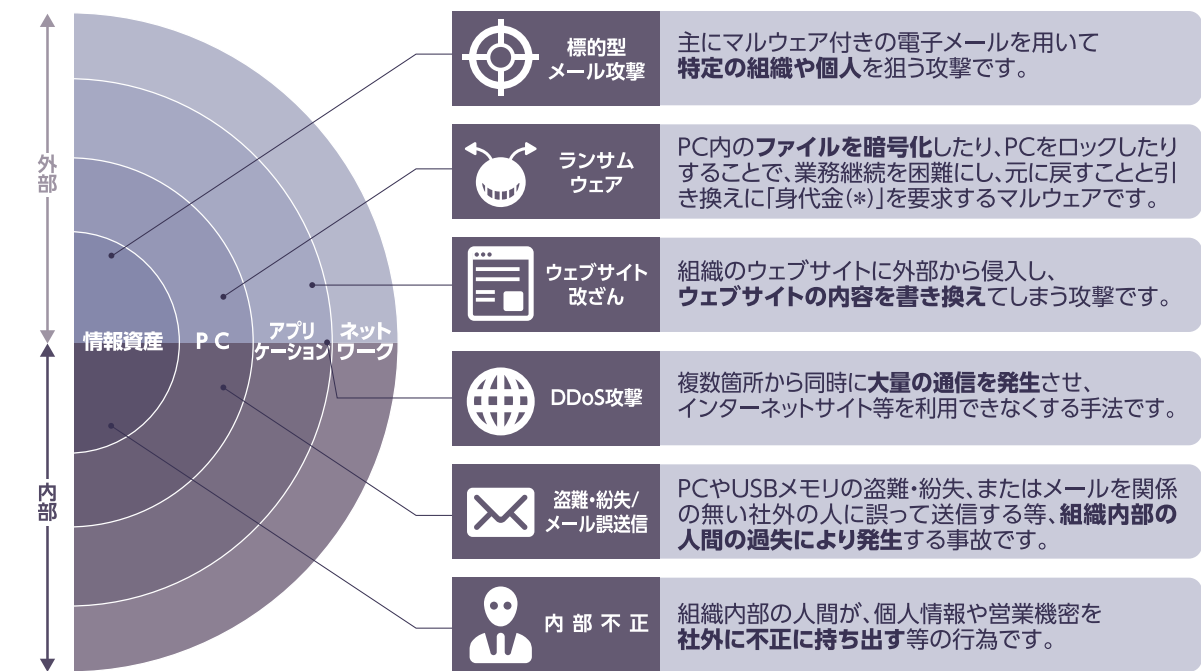
- ・被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【情報通信技術特別約款】<本年追加>

- 被保険者が電子マネー事業者等(※2)であるときは、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の原因による損害に対しては保険金を支払いません(P.12(2)①に規定する損害を除きます。)
- ①電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号、記号、その他の符号の不正な操作または移動
 - ②不正な為替取引または資金移動
- (※2)「資金決済に関する法律に規定する前払式支払い手段を発行する者または資金移動業を営む者」を指します。

サイバーリスクの脅威

サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加することが懸念されています。強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。



サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を **包括的に補償** します。

(※)「身代金」を支出したことにより被る損害は補償対象外です。

③情報漏えい補償 サイバースコース

サイバースリスク総合支援サービスのご案内

サイバースリスクに関連する次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概 要	ご利用対象	提供主体
情報・ツール提供サービス(無料)	情報提供サービス	サイバースリスク保険ご契約者様限定	東京海上日動サイバースリスク情報センター
	サイバースリスクニュースのご提供		
	リスク情報誌のご提供		
ベンチマークレポートサービス(無料)	サイバースリスクセミナーの優先ご案内	東京海上日動	
	教育支援ツールのご提供		
緊急時ホットラインサービス(無料)	サイバークイックアシスタンス	東京海上日動	
	サイバースエキスパートアシスタンス		
簡易リスク診断サービス(無料)	定性リスク診断サービス	どなた様でもご利用いただけます。	
	定量リスク診断サービス		
専門事業者紹介サービス	平時の紹介サービス	東京海上日動サイバースリスク情報センター	
	インシデント発生時の紹介サービス		

専門事業者紹介サービスのご注意

- 本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくことになります。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。
- ・東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。
- 本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。

(*)本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

④情報漏えい補償 現行コース

適用約款

- 賠償責任保険普通保険約款
- +個人情報漏えい特別約款
- +個人情報漏えい対応費用担保特約条項
- +法人情報漏えい担保特約条項
- +e-リスク担保特約条項(個人情報漏えい保険用)
- +クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項

●個人・法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、保険期間中に日本国内外において被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払い)や、被保険者が保険期間中に事故を発見したことにより、事故対応期間内に生じた情報漏えい対応費用を負担したことによって被る損害を補償します。

加入コース

補償項目		支払限度額					
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
賠償責任部分(*)	1請求・保険期間中	3,000万円	5,000万円	1億円	3億円	3億円	5億円
	1事故・保険期間中	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円
個人情報漏えい対応費用部分	見舞金・見舞品購入費用	被害者1名につき500円(個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額の内枠払い)					
	コンサルティング費用	1事故500万円(個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額の内枠払い)					
法人情報漏えい担保特約条項	賠償損害	賠償責任部分と同額または1億円のいずれか低い額(共有)					
	費用損害	個人情報漏えい対応費用部分と同額(共有)					
e-リスク担保特約条項	1請求・保険期間中	賠償責任部分と同額(共有)					
クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項	1請求・保険期間中						

(*)個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して被害者以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、「個人情報漏えい対応費用部分」と同額の支払限度額が適用されます(「個人情報漏えい対応費用部分」の支払限度額の内枠となります。)

記名被保険者(ご加入者)

日本生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合会の皆様(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社(*)も加入することが可能です。)上記以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。

(*)加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。

被保険者

- ・記名被保険者
- ・記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)



●情報漏えいが発覚し、見舞金を支払った

④情報漏えい補償 現行コース

お支払いする保険金の種類

賠償責任部分と個人情報漏えい対応費用部分のセット商品となっております。

賠償責任部分

《個人情報漏えい特別約款》保険金をお支払いする損害

- ①法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。
- ②保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用
- ③保険会社の同意を得て支出した、求償権の保全・行使の費用等の損害防止軽減費用
- ④賠償責任がないことが判明した場合において、事故が発生した際の緊急措置に要した応急手当、護送等の費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤保険会社の要請に伴う協力費用

- 漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内外においてなされた場合に、保険金をお支払いします。
- 保険金のお支払方法は次のとおりです。
上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

個人情報漏えい対応費用部分

《個人情報漏えい対応費用担保特約条項》保険金をお支払いする損害

- ①謝罪広告・会見費用
- ②お詫び状作成・送付費用
- ③見舞金・見舞品購入費用
- ④コンサルティング費用
- ⑤コールセンター委託費用
- ⑥弁護士への相談費用

- ※上記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、記名被保険者の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員・使用人の交通費・宿泊費、通信費等もお支払いの対象となります。
- ※④コンサルティング費用および⑥弁護士への相談費用は保険会社の書面による同意を得て支出されたものに限りま。また、⑥弁護士への相談費用については、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。
- ※事故対応期間(被保険者が最初に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた費用に限りま。
- 保険期間中に被保険者が個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見し、そのことが被保険者による公的機関に対する文書による報告等やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。
- 保険金のお支払方法は次のとおりです。
損害額の合計額について、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

本保険で対象とする「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。(記名被保険者の使用人に関する情報も含まれます。)
ア.その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。)。

イ.個人識別符号(*)が含まれるもの。

(*)個人識別符号とは、次のものをいいます。

ア.マイナンバー イ.運転免許証番号 ウ.旅券番号 エ.基礎年金番号 オ.保険証番号 カ.アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

自動付帯の特約条項

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

●法人情報漏えい担保特約条項

保険の対象となる情報を個人情報に限定せず、法人情報(記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報)の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が負担した次の損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ①被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(賠償責任)
- ②事故原因調査費用や見舞品購入費用など、被保険者が事故対応のために負担した費用損害(費用損害)

＜保険金をお支払いできない主な場合＞

- 賠償責任について、次の事由等に起因する損害
 - ①信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
 - ②被保険者が他人に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求
 - ③個人情報漏えい保険の賠償責任部分でお支払いの対象とならない事由

●費用損害について、次の事由等に起因する損害

- ①被保険者が他人に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求
- ②個人情報漏えい保険の個人情報漏えい対応費用部分でお支払いの対象とならない事由

保険金をお支払いする要件やお支払いする保険金の種類その他の詳細については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項

基本契約(賠償責任部分)にて保険金のお支払い対象外としている「クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害」について補償する特約です。

●e-リスク担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した事故(他人の業務の休止もしくは阻害、電子情報の消失もしくは損壊または人格権侵害(個人情報漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。))について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。(争訟費用・緊急措置費用・損害防止軽減費用・協力費用を除き賠償責任部分の支払限度額の内枠で補償します。)

- ①コンピュータ・ウィルスの感染
- ②第三者による不正アクセス
- ③被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし

＜保険金をお支払いできない主な場合＞

- ①次の事由に起因する損害
 - (a)保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
 - (b)電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化し、現物の通貨と同様の動きをするもの)
 - (c)ソフトウェア開発またはプログラム作成
 - (d)対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
 - (e)対象業務の履行不能または履行遅滞
 - (f)対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修理、交換、やり直し等の措置(被保険者が他人に対する賠償金としてその費用を負担した場合を含める)
 - (g)被保険者の支払不能または破産
 - (h)被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合
 - (i)被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合
 - (j)個人情報漏えい保険の賠償責任部分でお支払いの対象とならない事由

②次の賠償責任に起因する損害

- (a)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (b)被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

等

オプション

●求償権不行使特約条項

情報漏えいの原因が委託先事業者(下請業者、運送業者等)にある場合に、被保険者に保険金をお支払いした後に保険会社に移転する委託先事業者への求償権を不行使とする特約です。ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき損害がその者の故意によって生じた場合を除きます。(本特約条項の付帯にあたっては加入依頼書への求償権不行使先の明記が必要です。また加入者が①個人情報の委託先選定基準を定めていること ②個人情報の委託先との契約において個人情報の秘密保持義務等を規定していることのいずれかの対応を行っていることが必要です。)

本特約の付帯に伴う割増保険料は20%です。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金のお支払い対象となりません。

※詳細は保険約款をご確認ください

《賠償責任部分・個人情報漏えい対応費用部分共通》

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ④保険契約者または被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ⑤他人の身体障害
- ⑥他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
- ⑦記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求等

《賠償責任部分》

- ①保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ②被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ③株価または売上高の変動

等

年間保険料

保険料算出にあたっては、**1月29日(金)**までに代理店まで以下の資料のご提出をお願いいたします。資料をいただきましたら保険料を算出し、ご案内申し上げます。

●最近の会計年度の総事業高がわかる資料

なお、ご申告いただいた総事業高がご加入当時に把握可能な最近の会計年度の総事業高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

【生産物賠償責任(PL)補償】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

【生産物賠償責任(PL)補償：食中毒利益担保特約】

ご契約者または被保険者は事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故の状況、所轄保健所長への届出の日時または保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置の実施日時、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

【フードリコール補償】

リコール実施決定の原因となるおそれのある対人・対物事故またはそのおそれが発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

【情報漏えい補償・サイバーリスクコース】

(サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用(訴訟対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(上記以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

【情報漏えい補償・現行コース】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合

ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合は、ご契約者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆保険金請求の際のご注意

【生産物賠償責任(PL)補償、情報漏えい補償(両コースとも)】

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が

保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

【フードリコール補償】

法律上の損害賠償金として保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する生産物の回収等を実施した者(以下「回収等実施者」といいます。)は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、回収等実施者に弁済をした金額または回収等実施者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます。(保険法第22条第2項)このため、引受保険会社が法律上の損害賠償金として保険金をお支払いできるのは、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が回収等実施者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②回収等実施者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から回収等実施者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約(ご加入)の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご契約(ご加入)時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご契約(ご加入)を取り消すことができます。
- (2)ご契約(ご加入)時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約(ご加入)は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約(ご加入)を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約(ご加入)に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約(ご加入)時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

【生産物賠償責任(PL)補償、情報漏えい補償・現行コース】

ご契約(ご加入)後に申込書・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【フードリコール補償、情報漏えい補償・サイバーリスクコース】

ご契約(ご加入)後に申込書・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があり

ます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

【共通】

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金支払われていない場合：

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金支払われている場合：

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

保険証券(加入者証)が届くまでの間、パンフレット等に参加内容を記録し保管してください。ご契約(ご加入)後、1か月経過しても保険証券(加入者証)が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。保険証券(加入者証)が届きましたら、契約(加入)内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

◆共同保険について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

共栄火災海上保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者や回収等実施者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者(加入者)ご自身に被害者や回収等実施者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

フードリコール補償

◆保険加入に関する守秘

この保険は、第三者による脅迫・加害行為に起因する回収費用等を補償しています。

保険が手配されていることにより脅迫・加害行為が助長されることがあってはなりませんので、保険加入を積極的にPRされないようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

〈通話料有料〉IP電話からは、**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)